

誓約書

1. 同意事項

- ① 料金は入校日までに全額お支払いください。但し提携ローン契約をお申込の方は入校日までにローン契約手続きを完了ください。入金の確認ができない(提携ローンの方はローン手続きが完了されていない)時は入校できません。なお、申込日から3ヶ月を過ぎても入校されない場合は入校取消、また入校されても教習を開始されず3ヶ月経った場合は退学となります。
- ② 申込手続き完了後、入校されずに解約または取消の場合は事務手数料 4,000 円をいただきます。また写真撮影をされた方は 1,000 円をいただきます。
- ③ 入校後退学される場合はその理由に関わらず未了の料金のみ返金し(申込金は一切返金しません)、解約手数料 5,000 円を別途いただきます。なお入校時の割引・特典は当校を卒業されることを前提として実施させていただいており、退学の際はすべての特典の返還及び割引金額分を入金いただきます。
- ④ 申込手続き完了後、入校前にコースを変更される場合は 1,000 円、車種を変更される場合は 4,000 円、また入校後に車種を変更される場合は 5,000 円を変更手数料としていただきます。教習料金の差額もその際に精算させていただきます。なお、変更出来ない車種、コースの場合は前項③にもとづき一旦退学していただき、再度入校手続きをさせていただきます。
- ⑤ 教習開始より9ヶ月(審査は3ヶ月)以内に教習を終了しない場合はすべての教習は無効となります。また第2段階終了後3ヶ月以内に卒業検定に合格しないと、全教習が無効となります。なおいずれの場合もその時点で退学となり、上記の③にもとづき精算させていただきます。但し退学日から1ヶ月以内に退学精算手続きをされない場合は、いかなる料金の返金もいたしません。
- ⑥ 技能予約をお持ちの前日(休校日をはさむ場合はその前日)の当校の営業時間内までにキャンセルのご連絡がない場合、当日のキャンセル、遅刻された場合は、理由の如何に問わず、欠席料金が発生いたします。
- ⑦ 欠席料金、補修・延長料金が生じましたら、次回の教習開始前(配車手続き)までに入金いただきます。なお、未入金の場合は技能予約をお持ちでも配車はできません。また検定のお申し込みもできません。
- ⑧ 運転免許をお持ちの方で所持運転免許停止期間中においては教習及び検定はできません。
- ⑨ 所持運転免許を取消処分となった場合は退学となります。
- ⑩ 身体に障害、疾病がありこれを申し出ないで教習を開始された場合、その教習が無効になる場合があります。また教習開始後、裏面の「3. 質問事項の(1)～(6)」に該当する症状を発症し申告された場合も、既に終了した教習料金および申込金等は一切返金いたしません。
- ⑪ 自然災害または停電等により教習実施が危険または実施不能と当校が判断した場合は、教習を中止、または休校とする場合があります。その場合の中止した教習は無効となり、無効となったことおよび休校となったことによる一切の損害は賠償しません。
- ⑫ 自然災害、交通渋滞等により公共交通機関または当校のスクールバスが遅延または休便し、教習開始時刻に間に合わず、教習が出来なかった場合の損害は一切賠償しません。
- ⑬ 暴力団関係者及び反社会的勢力に属する方の入校申込はお受けできません。入校後、申込者が暴力団関係者及び反社会的勢力に属することが明らかになった場合、直ちに契約を解除し、一切の返金は致しません。
- ⑭ 万一の交通事故発生時の対応及び教習品質向上のため、ドライブレコーダーを設置します。なお、車内の映像は録画しませんが、音声は録音し、一定期間保存させていただきます。

2. 誓約事項

- ① 当校の職員の指示に従い、また風紀を乱す行為をとったり、他の教習生等の迷惑になるような言動は一切いたしません。
- ② 飲酒や薬物使用の場合教習を受けません。
- ③ 喫煙、飲食は当校の職員の指示した場所以外では一切行いません。

(裏面に続きます)

- ④ 故意または過失により当校または第三者に損害を与えた場合は賠償します。
⑤ 教習開始後、下記「3. 質問事項の(1)～(6)」に該当する症状が発症した場合は直ちに申告します。

3. 質問事項 (該当する□に✓印を記入してください。)

- (1) 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、または原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
(2) 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部または一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
(3) 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
(4) 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。
(5) 病気を理由として、医師から、運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている。
(6) 手や足等に、運転に支障のある障がいがある。
(7) 上記どれにも該当しない。

4. 運転免許をお持ちでない方 (該当する方のみ□に✓印及び()内にご記入してください。)

【過去において運転免許の所持状況等についてお聞きします】

ア 運転免許の取消処分または拒否処分の前歴は ある ない
↳ (欠格期間 年 月 日迄)

イ 運転免許の失効の前歴は ある ない
※あると答えた方で・・・取消処分基準に該当したものの、手続きをせずに免許が失効した。

ウ 無免許運転処分の前歴は ある ない
↳ (欠格期間 年 月 日迄)

5. 暴走行為(共同危険行為)等の違反で、

違反車両に「同乗」又は「車両貸与」に関与した。 ある ない

上記1の事項に同意し、2の事項を遵守すること誓約し、また3及び5の事項に相違ありません。
また、これらに反したことにより退校・退学等の措置や処分受けても一切異議申立しません。

平成 年 月 日
教習申込者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

上記について親権者が同意し、かつ連帯して誓約を致します。なお、他の親権者等からの異議申立等を含み、一切のご迷惑を貴校におかけしません。

親権者(続柄 _____) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____